

長野市雨水貯留施設助成金交付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、総合的な治水対策及び資源の有効利用の一環として、雨水の流出抑制と有効利用を図るため、雨水貯留施設を設置する者に対して、予算の範囲内で助成金を交付することに関し、長野市補助金等交付規則（昭和61年長野市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定する浄化槽をいう。
- (2) 排水設備 長野市農業集落排水処理施設の管理に関する条例（平成6年長野市条例第36号）第2条第4号に規定する排水設備で、同条例第6条の規定により長野市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）の確認検査を受けたもの又は長野市公共下水道条例（昭和41年長野市条例第122号）第2条第6号に規定する排水設備で、同条例第7条の規定により管理者の確認検査を受けたものをいう。
- (3) 雨水貯留施設 新設雨水貯留施設及び転用雨水貯留施設をいう。
- (4) 新設雨水貯留施設 雨どいに接続し、建築物の屋根の雨水を貯留させるための構造を持った100リットル以上の新たに設置する施設であって、架台等により固定し、又は地下埋設されているものをいう。
- (5) 転用雨水貯留施設 排水設備を設置したことにより不要となった既設の浄化槽を、雨どいに接続し、建築物の屋根の雨水を貯留させるための構造を持つように改造した施設をいう。
- (6) 長野市公共下水道雨水全体区域 長野市公共下水道基本計画における雨水基本計画、長野市流域関連公共下水道基本計画（千曲川流域下水道上流処理区）における雨水基本計画及び長野市流域関連公共下水道基本計画（千曲川流域下水道下流処理区）における雨水基本計画の計画区域をいう。

(交付対象者)

第3 助成金の交付の対象となる者は、市内の住宅等（建設予定のものを含む。）の建築物に雨水貯留施設を設置する者とする。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 展示又は販売のために建築物を所有する者
- (2) 雨水貯留施設の販売を行う者

(対象経費及び助成金額等)

第4 助成金の交付の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、市内の住宅等の建築物に係る新設雨水貯留施設を購入するのに要する費用又は転用雨水貯留施設の工事に要する経費とし、一の建築物ごとにそれぞれ新設雨水貯留施設については2基分、転用雨水貯留施設については1基分を限度とする。

2 助成金額は、次の各号に掲げる新設雨水貯留施設1基当たりの容量又は転用雨水

貯留施設に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、新設雨水貯留施設については対象経費の2分の1を、転用雨水貯留施設については対象経費の3分の2をそれぞれ限度とする。

- (1) 新設雨水貯留施設で 100リットル以上 500リットル未満のもの 2万 5,000円
- (2) 新設雨水貯留施設で 500リットル以上のもの 5万円
- (3) 転用雨水貯留施設 10万円

3 前項の助成金額に 1,000円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

4 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する雨水貯留施設を設置するのに要する経費は、助成金の交付の対象としない。

- (1) 国及び他の地方公共団体が設置する雨水貯留施設
- (2) この助成金の交付を受け新設雨水貯留施設の設置したときから7年を経過するまでの間に新たに設置する新設雨水貯留施設（既に設置された新設雨水貯留施設が1基のみであって、これと別に2基目の新設雨水貯留施設を設置する場合を除く。）
- (3) 移転補償等に伴う機能回復により設置する雨水貯留施設
- (4) 前各号に掲げるもののほか、助成金の交付を不相当と認める雨水貯留施設（助成金の申請等）

第5 規則第3条に規定する申請書は、新設雨水貯留施設については長野市雨水貯留施設助成金交付申請書（様式第1-1号）に、転用雨水貯留施設については長野市雨水貯留施設助成金交付申請書（様式第1-2号）によるものとする。

2 規則第3条に規定する関係書類は、新設雨水貯留施設については、次に掲げるものとする。

- (1) 位置図（住宅の位置等の案内図）
- (2) 設置前の写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

3 規則第3条に規定する関係書類は、転用雨水貯留施設については、次に掲げるものとする。

- (1) 位置図（住宅の位置等の案内図）
- (2) 改造前の写真
- (3) その他市長が必要と認める書類
（実地検査及び交付条件）

第6 規則第4条第1項に規定する実地検査は、申請者と立会いの上行うものとする。

2 規則第4条第2項に規定する条件は、雨水貯留施設の維持管理に関する協定を市と締結することとする。

（変更申請等）

第7 規則第8条の規定による承認の申請は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を提出して行うものとする。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとするとき 長野市雨水貯留施設助成金変更承認

申請書（様式第2号）

(2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき 長野市雨水貯留施設助成金中止（廃止）承認申請書（様式第3号）

（助成金の実績報告）

第8 規則第9条に規定する実績報告書は、新設雨水貯留施設については長野市雨水貯留施設助成金実績報告書（様式第4-1号）に、転用雨水貯留施設については長野市雨水貯留施設助成金実績報告書（様式第4-2号）によるものとする。

2 規則第9条に規定する関係書類は、新設雨水貯留施設については、次に掲げるものとする。

(1) 設置後の写真

(2) 領収書その他支出を証する書類の写し（購入費用と設置費用等の別が確認できるもの）

(3) その他市長が必要と認める書類

3 規則第9条に規定する関係書類は、転用雨水貯留施設については、次に掲げるものとする。

(1) 工事完了図面（配置平面図、断面図、給排水構造図等）

(2) 改造中（工種ごと）及び改造後の写真

(3) 領収書その他支出を証する書類の写し（工種種別等の明細が確認できるもの）

(4) その他市長が必要と認める書類

（管理協定書）

第9 第6第2項の協定は、雨水貯留施設の維持管理に関する協定書（様式第5号）によるものとし、第8の実績報告書等と併せて市に提出しなければならない。

（助成金の交付請求書）

第10 規則第12条第2項に規定する請求書は、長野市雨水貯留施設助成金交付請求書（様式第6号）によるものとする。

（事務の分担）

第11 長野市公共下水道雨水全体区域に係るこの要綱に基づく助成金に係る事務は、管理者が処理するものとする。

（補則）

第12 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1-1号(第5関係)

長野市雨水貯留施設助成金交付申請書

年 月 日

(宛先)

住 所
フリガナ
氏 名
連 絡 先 (電話)
〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

助成金 年度において、雨水貯留施設助成事業を下記のとおり実施したいので、
円を交付してください。

記

1 助成事業の内容

- (1) 設置場所
- (2) 設置内容

製品名	容量	数量	見積単価(税込み)	見積金額(税込み)
計				

- (3) 建物の形態 自宅 工場・事務所・店舗 借家・アパート その他()
- (4) 事業の完了予定日 年 月 日
- (5) 日中の連絡先(携帯電話等)

2 関係書類

- (1) 位置図(住宅の位置等の案内図)
- (2) 設置前の写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

※確認欄	年 月 日	職氏名
------	-------	-----

※欄は記入しないでください。

様式第1-2号(第5関係)

長野市雨水貯留施設助成金交付申請書

年 月 日

(宛先)

住 所

フリガナ

氏 名

連絡先(電話)

〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

助成金 年度において、雨水貯留施設助成事業を下記のとおり実施したいので、
円を交付してください。

記

1 助成事業の内容

(1) 工事場所

(2) 設置内容

改造見積金額(税込み)	円	
転用雨水貯留施設の形態	<input type="checkbox"/> 単独処理浄化槽	()人槽 容量()m ³
	<input type="checkbox"/> 合併処理浄化槽	浄化槽設置年 年

(3) 建物の形態 自宅工場・事務所・店舗借家・アパートその他()

(4) 事業の完了予定期間 年 月 日

(5) 日中の連絡先(携帯電話等)

2 関係書類

(1) 位置図(住宅の位置等の案内図)

(2) 改造前の写真

(3) その他市長が必要と認める書類

※確認欄	年 月 日	職氏名
------	-------	-----

※欄は記入しないでください。

様式第2号（第7関係）

長野市雨水貯留施設助成金変更承認申請書

年 月 日

（宛先）

住所

氏名

連絡先（電話）

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

年 月 日付け長野市上下水道局指令 河・下整第 号で
助成金の交付決定のあつた 年度長野市雨水貯留施設事業の内容を下記のとおり
変更したいので、承認してください。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

3 その他

様式第3号（第7関係）

長野市雨水貯留施設助成金中止（廃止）承認申請書

年 月 日

（宛先）

住所

氏名

連絡先（電話）

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

年 月 日付け長野市上下水道局指令 河・下整第 号で
助成金の交付決定のあつた 年度長野市雨水貯留施設事業を下記のとおり中止
（廃止）をしたいので、承認してください。

記

- 1 事業を中止（廃止）する理由

- 2 事業の進捗状況

- 3 補助事業を中止する期間及び補助事業の完了予定年月日

- 4 その他

様式第4-1号(第8関係)

長野市雨水貯留施設助成金実績報告書

年 月 日

(宛先)

住所

氏名

連絡先(電話)

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

年 月 日付け長野市上下水道局指令 河・下整第 号で助成金の
交付決定のあつた 年度長野市雨水貯留施設事業を下記のとおり実施しました。

記

1 助成事業の内容

製品名	容量	数量	購入単価(税込み)	購入金額(税込み)
計				

2 工事完了年月日 年 月 日

3 関係書類

- (1) 設置後の写真
- (2) 領収書その他支出を証する書類の写し(購入費用と設置費用等の別が確認できるもの)
- (3) その他市長が必要と認める書類

※確認欄	申請金額	交付決定額

※欄は記入しないでください。

様式第4-2号（第8関係）

長野市雨水貯留施設助成金実績報告書

年 月 日

（宛先）

住 所

氏 名

連絡先（電話）

〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

年 月 日付け長野市上下水道局指令 河・下整第 号で助成金の
交付決定のあった 年度長野市雨水貯留施設事業を下記のとおり実施しました。

記

1 補助事業の内容

改造に要した額（税込み）	円	
転用雨水貯留施設の形態	<input type="checkbox"/> 単独処理浄化槽	()人槽 容量()m ³
	<input type="checkbox"/> 合併処理浄化槽	浄化槽設置年 年

2 工事完了年月日 年 月 日

3 関係書類

- (1) 工事完了図面（配置平面図、断面図、給排水構造図等）
- (2) 改造中（工種ごと）及び改造後の写真
- (3) 領収書その他支出を証する書類の写し（工種種別等の明細が確認できるもの）
- (4) その他市長が必要と認める書類

※確認欄	申請金額	交付決定額

※欄は記入しないでください。

様式第5号（第9関係）

雨水貯留施設の維持管理に関する協定書

長野市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は雨水貯留施設について、その機能を十分に発揮させることを目的とし、下記のとおり管理に関する協定を締結する。

第1条 本協定の対象とする施設は、長野市雨水貯留施設助成金交付要綱に基づく助成金の交付を受ける雨水貯留施設（設置場所：長野市）とする。

第2条 乙は、雨水貯留施設の設置目的に沿った機能を発揮するため点検及び清掃の維持管理を行い、それに要する費用を負担するものとする。

第3条 雨水貯留施設の設置完了後又は工事完了後、目づまり、その施設自体の変形、破損及び浮き上がり等、あるいはその施設の異常からその他の物に事故、問題等が生じたときは、乙は自らの責めにより復旧、解決するものとする。

第4条 乙は、当該施設を助成金交付確定の日から7年以上存続させ、その機能保全に努めなければならない。

2 前項の期間内に、乙が雨水貯留施設を廃止し、又は変更しようとする場合にあってはあらかじめ甲の承認を受け、乙が転居等に伴い、雨水貯留施設を第三者に譲渡しようとする場合にあってはその旨を甲に届け出なければならない。

第5条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙両者が協議し決定するものとする。

第6条 この協定の有効期限は、この協定の締結の日から乙が雨水貯留施設を廃止する日までとする。

この協定の証として、本協定書2通を作成し、甲乙各1通を保有する。

年 月 日

甲 住所 長野市大字鶴賀緑町1613番地
氏名 長野市

印

乙 住所

氏名

印

様式第6号（第10関係）

長野市雨水貯留施設助成金交付請求書

年 月 日

（宛先）

住所

氏名

連絡先（電話）

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

年 月 日付け長野市上下水道局指令 河・下整第 号で
確定のあつた 年度助成金を下記のとおり交付してください。

記

- 1 確定額 円
2 請求額 円
3 送金先

金融機関	銀行 信用金庫 店 農 協 所										
口座の種類	当 座 普通預金										
(フリガナ)											
口座の名義											
口座番号	<table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> </tr> </table>										